

京丹後市まちづくり委員会活動の経過（見直し年）

政策企画課

<平成 23 年度>

- 京丹後市まちづくり基本条例第 32 条に基づき、京丹後市まちづくり基本条例施行後 4 年以内ごとの検討及び見直しについて
- 分庁舎方式の今後のあり方について

<平成 26 年度>

- 住民総幸福のまちづくり条例（仮称）の制定について
- 京丹後市まちづくり基本条例の改正：附則（平成 26 年 11 月 27 日条例第 41 号）

<平成 27 年度>

- 京丹後市まちづくり基本条例第 32 条に基づき、京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうかの検討及び見直しについて
- 京丹後市まちづくり基本条例の改正：附則（平成 28 年 7 月 14 日条例第 36 号）
- セーフコミュニティの世界認証取得に向けての取り組みについて

<令和元年度>

- 京丹後市まちづくり基本条例第 32 条に基づき、京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうかの検討及び見直しについて
- 京丹後市まちづくり基本条例の改正：附則（令和 2 年 3 月 26 日条例第 11 号）
- 中学生アンケートの結果

参考： まちづくり基本条例過去の改正経過

■附 則(平成 26 年 11 月 27 日条例第 41 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 5 条に次の 1 号を追加
(7) 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり

■附 則(平成 28 年 7 月 14 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

- 第 13 条中の文言を改正
「ふさわしい」 → 「応じた関わり方で」
- 第 13 条に次の 1 項を追加
「2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。」
- 第 14 条中の文言を改正
「議決機関」 → 「議事機関」。
- 第 30 条中の文章を改正
「子どもが健やかに育つ」 →
「子どもを学校、家庭及び地域の連携により支え、安心して子育てができる」

■附 則(令和 2 年 3 月 26 日条例第 11 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 13 条第 1 項中の文言を改正
「満 20 歳未満」 → 「満 18 歳未満」